

大規模災害時等における応急復旧業務に関する協定書



中日本高速道路株式会社 金沢支社（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会北陸支部（以下「乙」という。）とは、甲が管理する道路（以下「所管施設」という。）の災害応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害により複数の都府県にまたがる広域な被害が発生し、又は広域な被害が発生するおそれがある場合において、所管施設における災害の応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し必要な事項を定め、甲及び乙は協力して被害の拡大防止と被災した所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、甲が管理する富山県及び石川県内の所管施設に係る業務の実施に関し適用するものとする。

（応急復旧業務の実施）

第3条 甲は、所管施設に災害が発生し、又はそのおそれがある場合であって、必要と認めるときは、乙に対し動員できる乙の会員による編成表（建設資機材、技術者、作業員等）、連絡系統及び動員時間に関する情報（以下「情報」という。）の提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による情報提供の要請があったときは、速やかに自己の会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の情報に基づき業務を実施する乙の会員を特定したときは、当該乙の会員に業務の実施を要請することができる。

4 甲は、前項の規定により業務の実施を要請したときは、その旨を乙に報告するものとする。

5 甲又は甲の所掌する事務所の長（以下「事務所長」という。）は、前項の規定により業務の実施を要請した乙の会員と業務内容に応じた契約を締結するものとする。

6 第3項の規定により業務の実施を要請された乙の会員は、甲又は事務所長の指示に従い、業務を実施するものとする。

（協力業務の実施）

第4条 甲は、前条のほか、乙に次の各号に掲げる業務（以下「協力業務」という。）の実施を要請することができる。

- 
- 一 甲が運営する災害対策本部への災害対策現地情報連絡員の派遣
 - 二 被災した所管施設の被災状況調査
 - 三 甲への技術提言

- 2 前項の要請があったときは、乙は可能な限りこれに協力するものとし、協力業務を実施するときは、速やかにその旨を甲に回答するものとする。
- 3 協力業務の実施については、前条第6項の規定を準用する。

(損害の負担)

第5条 前条の規定に基づく業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない事由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を甲に報告し、その処理について甲乙協議して定めるものとする。

(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第6条 乙は、毎年度、本協定に係る連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿を作成し、甲に報告するものとし、その内容に変更が生じた場合には、その都度、甲に報告するものとする。

(他地域への協力要請)

第7条 第2条の規定にかかわらず、甲は、所管施設以外に中日本高速道路株式会社が管理する道路に災害が発生し、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に情報の提供を要請することができる。

- 2 乙は、前項の規定による情報提供の要請があったときは、速やかに自己の会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告に基づく乙の会員に関する情報を、災害が発生している道路を所掌する中日本高速道路株式会社の支社長（以下「他の支社長」という。）に提供することができる。
- 4 前項の情報に基づき他の支社長が乙の会員に協力要請をしたときは、乙の会員は、可能な限りこれに協力するものとする。
- 5 前項の協力要請に基づく業務の実施については、第3条第4項から第6項の規定を準用する。この場合において、同条中「甲」とあるのは「他の支社長」と読み替えて適用する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも更新をしない意思表示がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更又は廃止)

第9条 本協定を変更又は廃止する必要があるときには、甲乙協議のうえ、書面による合意により、変更又は廃止するものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定書の解釈に疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

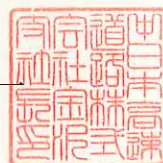
本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年 7 月 1 日

甲 中日本高速道路株式会社

金沢支社 支 社 長

源島 良一



乙 一般社団法人日本建設業連合会

北陸支部 支 部 長

守田 進

